

# 平成26年度事業報告書

平成27年6月

独立行政法人国立大学財務・経営センター



# 《目 次》

<b>1. 国民の皆様へ</b>	1
<b>2. 法人の基本情報</b>	
(1) 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他法人の概要	2
i) 設置目的	
ii) 業務内容	
iii) 沿革	
iv) 設立根拠法	
v) 主務大臣（主務省所管課）	
vi) 審議等機関	
① 運営評議会	
② 研究活動委員会	
vii) 組織図	
(2) 事務所の所在地	3
(3) 資本金の額及び出資者ごとの出資額	3
(4) 役員の氏名、役職、任期及び経歴	4
(5) 常勤職員の数及び平均年齢並びに法人への出向者数	4
<b>3. 財務諸表の要約</b>	
(1) 貸借対照表	5
(2) 損益計算書	5
(3) キャッシュ・フロー計算書	6
(4) 行政サービス実施コスト計算書	6
(5) 財務諸表の科目の説明	7
<b>4. 財務情報</b>	
(1) 財務諸表の概要	8
(2) 重要な施設等の整備等の状況	11
(3) 予算及び決算の概要	12
(4) 経費削減及び効率化に関する目標及びその達成状況	12

## 5. 事業の説明

(1) 財源の内訳	12
(2) 財務情報及び業務実績の説明	13
I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 組織の見直し状況	13
2 外部委託の検討・実施状況	15
3 事務情報化の推進状況	15
4 内部統制の状況	15
5 客観的な評価・分析の実施及び決算情報・セグメント情報の公表の充実	18
6 経費の削減状況	19
7 随意契約の適正化等の推進	20
8 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合	21
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 施設費貸付事業及び施設費交付事業	22
2 国から承継した財産等の処理	28
III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	
1 人件費の削減	30
IV 短期借入金の借入状況	30
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績	30
VI 剰余金の使用実績	30
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1 人事に関する計画の策定・実施状況等	31
6. 事業等のまとめりごとの予算・決算の概況	32

## 1. 国民の皆様へ

私がセンターの理事長に就任して3年目を迎える今年度はセンターにとって大きな節目の年です。

平成4年に国立学校財務センターが設立され、平成16年には独立行政法人国立大学財務・経営センターとなり足掛け二十余年、今年度が国立大学財務・経営センターにとって最後の年度となります。

平成27年3月10日の閣議において「国立大学財務・経営センター」と「大学評価・学位授与機構」の二つの独立行政法人を統合し、大学の教育研究活動面と経営面の改革支援を一体的に行う独立行政法人「大学改革支援・学位授与機構」を設置することが決まり、国会での法案審議を経て、平成27年5月19日に法律が可決・成立致しました。

センターがこれまで国立大学法人や国立大学附属病院等に対して果たしてきた機能と役割が、今回の統合によって平成28年4月に生まれる新たな法人「大学改革支援・学位授与機構」に確実に継承されるよう、新たな組織体制づくりに取り組んでいかなければなりません。自分たちの組織のことを知り尽くしている者が次の世代のために汗を流さなければなりません。

センターがこれまで果たしてきた役割として、国立大学附属病院の再開発・拡張のための資金を財政投融资資金から調達し、大学附属病院の施設建設、設備購入に必要な資金として貸付けを行ってきたことが挙げられます。これにより、大学附属病院が果たすべき公的使命・役割を着実に実現するとともに、地域医療の最後の砦として「地域で信頼される大学附属病院」を目指し、国民の安心・安全の確保につなげることができるよう努めてまいりました。

また、学生が快適な大学生活を送れるように、老朽化・狭隘化した施設の改修等に必要な資金の交付を行うとともに、交付に必要な資金の多様かつ安定的な確保を行い、国立大学法人の活性化を図ることができるよう工夫しながら業務を行ってまいりました。国立大学法人等を取り巻く環境は年々変化しており、それを支える私たちに求められるニーズも多種多様なものになっています。

附属病院のみならず国立大学等が地域で果たす役割が大きいことから、センターでは貸し付けた、あるいは交付した資金がどのように活用され、どのようにその施設が利用されているかを現地調査を踏まえ確認し、職員の仕事に対するモチベーションを高めながら職務に取り組んでおります。

私たちの仕事は「国立大学法人等」の枠の中で、教育、研究、診療、地域貢献・社会貢献、国際化に取り組んでいる人々の活動を支えるとともに、関係するステークホルダーの方々にとっても望ましい環境となるよう活動することです。それは、国立大学のアメニティの改善、教育環境の整備、附属病院の高機能化及び安心・安全の確保等々多岐にわたります。

以上のような活動は「大学改革支援・学位授与機構」でも継承される重要な役割です。今後、統合によって生まれる効果を積極的に活用し、統合後の「大学改革支援・学位授与機構」においても国立大学法人等のさらなる質の向上への支援に取り組むとともに、センターに課せられた使命・役割をしっかりと果たしてまいります。

私たちセンター職員一同、国立大学法人等の活動を支えるために奮闘いたします。今年度のセンターの活動にご期待いただくとともに、「大学改革支援・学位授与機構」への移行についてご理解、ご支援いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

独立行政法人 国立大学財務・経営センター  
理事長 高井 陸雄

## 2. 法人の基本情報

### (1) 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他法人の概要

#### i) 設置目的

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資すること」を目的としております。（センター法第3条）

#### ii) 業務内容

当センターは、センター法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。
- ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。
- ③ 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。
- ④ 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑤ 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

#### iii) 沿革

センターは、平成4年に「国立学校設置法」（昭和24年法律第150号）に基づき大学共同利用機関と同等の位置付けとして設置され運営されてきましたが、平成16年4月に国立大学法人等の発足とともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターとなりました。

- |             |                                                                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 4年 4月 1日 | ・ 文部省に、国立学校財務センターの業務等に関する連絡協議等を行うため関係局（部）課による連絡協議会が発足                                                                                   |
| 平成 4年 4月10日 | ・ 文部大臣裁定により、国立学校財務センターの創設準備組織要領が制定され、放送教育開発センターに国立学校財務センター創設準備に関する事務を処理するため、「創設室」を設けることが決定<br>・ 準備室長に前川 正（前群馬大学長）が就任<br>・ 創設準備室を文部省内に設置 |
| 平成 4年 5月 6日 | ・ 国立学校財務センターの設置を内容とする「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）が公布                                                                      |
| 平成 4年 7月 1日 | ・ 国立学校財務センター設立<br>・ 初代所長に前川 正が就任                                                                                                        |
| 平成11年 4月 1日 | ・ 第2代所長に大崎 仁（前日本学術振興会理事長）が就任                                                                                                            |
| 平成15年 7月16日 | ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）が公布                                                                                                 |
| 平成16年 4月 1日 | ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立<br>・ 初代理事長に遠藤昭雄（前国立教育政策研究所所長）が就任                                                                                |
| 平成22年 4月 1日 | ・ 第2代理事長に豊田長康（前鈴鹿医療科学大学副学長、元国立大学法人三重大学長）が就任                                                                                             |
| 平成25年 4月 1日 | ・ 第3代理事長に高井陸雄（前国立大学法人東京農工大学監事、元国立大学法人東京海洋大学長）が就任                                                                                        |

**iv) 設立根拠法**

独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）

**v) 主務大臣（主務省所管課）**

文部科学大臣（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課）

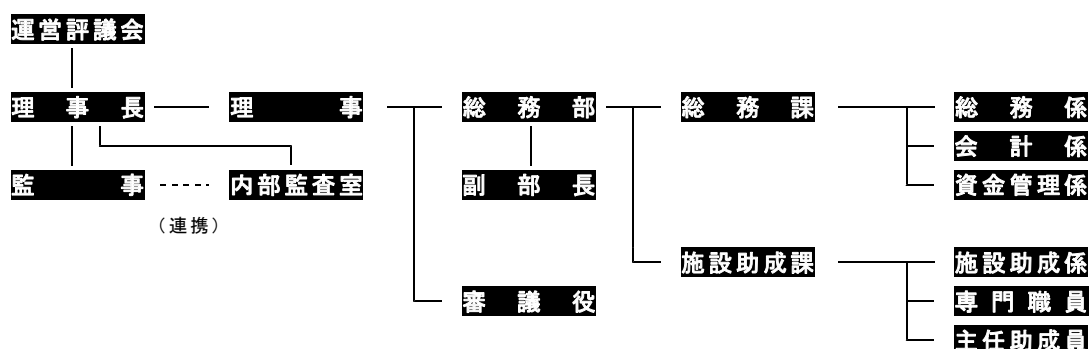
**vi) 審議等機関**

理事長の管理運営責任の下で法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定に関して外部有識者の助言機能及び意思決定の迅速化を図るべく、センター規則により次のような機関を設置しています。

**① 運営評議会**

業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、国立大学学長、学識経験者等（20名以内）からなる「運営評議会」を設置しています。

**vii) 組織図**



**(2) 事務所の所在地**

本部：千葉県千葉市美浜区若葉2-1-2  
 東京連絡所：東京都千代田区一ツ橋2-1-2

**(3) 資本金の額及び出資者ごとの出資額**

センターの資本金は、平成27年3月末で13億72百万円となっています。これは、土地、建物など、国から現物出資されたものとなります。

土地については、学術総合センターに入居する4機関（当センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、国立大学法人一橋大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構）による按分による持ち分で、5億9百万円となっています。

建物等については、学術総合センター8億62百万円となっています。

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	1,372	—	—	1,372
資本金合計	1,372	—	—	1,372

(4) 役員の名、役職、任期及び経歴

(平成27年1月1日現在)

役職	氏名	任期	経歴
理事長	高井 陸雄	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	昭和50年 4月 東京水産大学水産学部助手 昭和62年11月 東京水産大学水産学部助教授 平成 7年 4月 東京水産大学水産学部教授 平成12年 4月 東京水産大学学生部長 平成13年 4月 東京水産大学副学長 平成15年10月 東京海洋大学長 平成22年 4月 国立大学法人東京農工大学監事(非常勤) 平成25年 4月 国立大学財務・経営センター理事長
理事 (常勤)	玉上 晃	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	昭和57年 4月 山口大学 平成16年 4月 文部科学省高等教育局高等教育企画課補佐 平成19年 4月 九州大学企画部長 平成21年 7月 文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室長 平成22年 4月 文部科学省高等教育局医学教育課大学病院支援室長 平成24年 4月 国立大学財務・経営センター理事
監事 (非常勤)	観山 正見	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	昭和58年 6月 京都大学助手 平成元年 3月 国立天文台助教授 平成 4年12月 国立天文台教授 平成16年 4月 自然科学研究機構国立天文台副台長 平成18年 4月 自然科学研究機構国立天文台長 平成20年10月 国立大学財務・経営センター監事(非常勤) 平成24年 4月 国立大学法人広島大学学長室特任教授
監事 (非常勤)	小笠原 直	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	平成元年 4月 第一勧業銀行(現みずほコーポレート銀行) 平成 3年12月 太陽監査法人(現太陽ASG有限責任監査法人) 平成19年 4月 " 代表社員 平成20年10月 監査法人アヴァンティア法人代表、代表社員 平成22年 4月 国立大学財務・経営センター監事(非常勤)

(注) 担当欄については、該当がないため省略した。

(5) 常勤職員の数及び平均年齢並びに法人への出向者数

平成26年度当初、常勤職員は18人(対前年度比: 2人増)であり、平均年齢は40歳(前年度当初40歳)となっています。このうち、国又は国立大学法人等からの出向者は12人であり、民間からの出向者はありません。



### 3. 財務諸表の要約

※表中の金額は百万円単位の単位未満を四捨五入しており、内訳の合計と表示合計は一致しない場合がある。

#### (1) 貸借対照表 ([http://jigyuu.zam.go.jp/hojinbunsho/info\\_51.html](http://jigyuu.zam.go.jp/hojinbunsho/info_51.html))

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	812,582	流動負債	77,595
現金及び預金	4,732	運営費交付金債務	40
有価証券	8,800	一年以内償還予定	
たな卸資産	5,201	国立大学財務・経営センター債券	5,000
施設費貸付金	506,688	一年以内返済予定長期借入金	28,034
承継債務負担金債権	286,126	一年以内返済予定承継債務	43,478
その他	1,034	その他	1,043
固定資産	6,882	固定負債	716,308
有形固定資産	984	資産見返負債	6
無形固定資産	2	国立大学財務・経営センター債券	20,000
投資その他の資産	5,896	長期借入金	453,654
		承継債務	242,648
		負債合計	793,903
		純資産の部	
		資本金	1,372
		政府出資金	1,372
		資本剰余金	△392
		利益剰余金	24,581
		純資産合計	25,561
資産合計	819,463	負債純資産合計	819,463

#### (2) 損益計算書 ([http://jigyuu.zam.go.jp/hojinbunsho/info\\_51.html](http://jigyuu.zam.go.jp/hojinbunsho/info_51.html))

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	19,064
業務費	18,902
人件費	107
減価償却費	0
施設費交付金	5,446
支払利息	12,187
その他	1,162
一般管理費	148
人件費	91
減価償却費	1
その他	56
財務費用	14
債券発行費	14
経常収益(B)	16,693
運営費交付金収益	265
処分用資産賃貸収入	220
処分用資産売却収入	3,010
施設費交付金収益	747
受取利息	12,428
その他	23
国立大学財務・経営センター法第15条積立金取崩額(C)	2,371
当期総利益(B-A+C)	0

### (3) キャッシュ・フロー計算書

([http://jigyou.zam.go.jp/hojinbunsyo/info\\_51.html](http://jigyou.zam.go.jp/hojinbunsyo/info_51.html))

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	18,940
業務活動による支出	△22
人件費支出	△197
施設費交付金の交付による支出	△5,446
施設費貸付金の貸付による支出	△56,497
承継債務に係る利息の支払額	△7,088
長期借入金に係る利息の支払額	△5,198
センター債に係る利息の支払額	△117
その他の業務支出	△124
運営費交付金収入	306
承継債務負担金債権の回収による収入	46,108
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	7,088
施設費貸付金の回収による収入	31,041
施設費貸付金に係る利息の受取額	5,556
処分用資産の売却による収入	3,010
処分用資産の貸付による収入	220
施設費交付金の納付による収入	747
その他の収入	49
国庫納付金の支払額	△495
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	2,161
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△20,665
債券の発行による収入	4,986
債券の償還による支出	△5,000
長期借入金(財政融資資金借入金)借入による収入	52,287
長期借入金(財政融資資金借入金)返済による支出	△26,830
承継債務の返済による支出	△46,108
IV 資金増加額(D=A+B+C)	437
V 資金期首残高(E)	4,295
VI 資金期末残高(F=D+E)	4,732

### (4) 行政サービス実施コスト計算書

([http://jigyou.zam.go.jp/hojinbunsyo/info\\_51.html](http://jigyou.zam.go.jp/hojinbunsyo/info_51.html))

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	2,637
損益計算書上の費用	19,064
(控除) 自己収入等	△16,426
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	17
III 引当外賞与見積額	1
IV 引当外退職給付増加見積額	6
V 機会費用	4
VI 行政サービス実施コスト	2,665

## (5) 財務諸表の科目の説明

### ① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有価証券：満期保有目的で保有する有価証券のうち、満期が1年以内に到来するもの

たな卸資産：売却のため保有している販売用不動産

施設費貸付金：施設費貸付事業による国立大学法人への長期貸付金

承継債務負担金債権：国立学校特別会計から承継された国立大学法人への債権

その他（流動資産）：上記以外の流動資産

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェアなど独立行政法人が長期にわたって使用または利用する無形の固定資産

投資その他の資産：満期保有目的で保有する有価証券

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

一年以内償還予定国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券のうち、償還期日が1年以内の額

一年以内返済予定長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金のうち、支払期日が1年以内の額

一年以内返済予定承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務のうち、支払期日が1年以内の額

その他（流動負債）：上記以外の流動負債

資産見返負債：運営費交付金で取得した固定資産の未償却残高

国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券

長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金残高

承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務残高

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国からの交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

### ② 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：独立行政法人の管理に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

施設費交付金：施設費交付事業による国立大学法人等への交付金

支払利息：長期借入金、承継債務、センター債の利息の支払額

その他：備品消耗品費、水道光熱費、保守営繕費等の経費

債権発行費：債券の発行に要する経費

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

処分用資産賃貸収入：売却のため保有している販売用不動産の賃貸による収入

処分用資産売却収入：売却のため保有している販売用不動産の売却による収入

施設費交付金収益：国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付による収益

受取利息：施設費貸付金及び承継債務負担金債権による受取利息

その他（経常収益）：上記以外の経常収益

### ③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・償還等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政サービス実施コスト：独立行政法人の損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：出資額を市場で運用したならば得られたであろう金額

## 4. 財務情報

※本文及び表中の金額は百万円単位の単位未満を四捨五入しており、内訳の合計と表示合計は一致しない場合がある。

### (1) 財務諸表の概要

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成26年度の経常費用は19,064百万円と、前年度比6,144百万円減（24.4%減）となっています。これは、処分用資産（平成26年度より東京大学生産技術研究所跡地のみ）売却原価の減4,104百万円（79.2%減）が主な要因です。

（経常収益）

平成26年度の経常収益は16,693百万円と、前年度比9,928百万円減（37.3%減）となっています。これは、処分用資産売却収入の減6,027百万円（66.7%減）及び国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付の減1,578百万円（67.9%減）が主な要因です。

（当期総損益）

平成26年度の当期総利益は0百万円と、前年度比1,414百万円減となっています。これは、処分用資産売却収入の減6,027百万円（66.7%減）及び国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付の減1,578百万円（67.9%減）が主な要因です。

（資産）

平成26年度末現在の資産合計は819,463百万円と、前年度末比23,716百万円減（2.8%減）となっています。これは、承継債務償還業務における国立大学法人への承継債務負担金債権の減46,108百万円（13.9%減）が主な要因です。

（負債）

平成26年度末現在の負債合計は793,903百万円と、前年度末比20,833百万円減（2.6%減）となっています。これは、承継債務償還業務における財政融資資金借入金の返済による承継債務の減43,478百万円（15.2%減）が主な要因です。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成26年度の業務活動によるキャッシュ・フローは18,940百万円と、前年度比3,376百万円減（15.1%減）となっています。これは、処分用資産（平成26年度より東京大学生産技術研究所跡地のみ）売却収入の減6,027百万円（66.7%減）及び国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付の減1,578百万円（67.9%減）が主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成26年度の投資活動によるキャッシュ・フローは2,161百万円と、前年度比7,151百万円増(143.3%増)となっています。これは、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業における有価証券の償還による収入額が前年度比5,664百万円増(18.5%増)となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成26年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△20,665百万円と、前年度比△4,636百万円増(28.9%増)となっています。これは、長期借入金(財政融資資金借入金)返済による支出が前年度比3,481百万円増(14.9%増)となったことが主な要因です。

主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常費用	30,290	27,790	24,961	25,208	19,064
経常収益	26,631	25,272	22,674	26,621	16,693
当期総利益(△当期総損失)	31	47	10	1,414	0
資産	922,022	891,197	858,375	843,179	819,463
負債	883,721	856,939	831,310	814,736	793,903
利益剰余金	30,854	28,332	26,033	27,447	24,581
業務活動によるキャッシュ・フロー	37,573	27,241	25,562	22,316	18,940
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,761	△2,798	△2,991	△4,990	2,161
財務活動によるキャッシュ・フロー	△38,215	△27,019	△26,157	△16,029	△20,665
資金期末残高	9,160	6,583	2,997	4,295	4,732

② セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

(区分経理によるセグメント情報)

一般勘定の経常利益は0百万円と、前年度比367百万円の減(前年度経常利益367百万円)となっています。これは、前年度に第2期中期目標期間最終年度の処理として運営費交付金債務の精算収益化(367百万円)を行ったことが主な要因です。

施設整備勘定の国立大学財務・経営センター法第15条第4項の規定による積立金の取り崩し額は、2,371百万円と、前年度比2,371百万円の増(前年度取り崩しなし)となっています。これは、処分用資産売却収入の減6,027百万円(66.7%減)及び国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付の減1,578百万円(67.9%減)が主な要因です。

経常利益の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般勘定	25	39	1	367	0
施設整備勘定	△3,684	△2,558	△2,288	1,046	△2,371
合計	△3,659	△2,519	△2,287	1,413	△2,371

(事業等のまとめりごとのセグメント情報)

国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業における国立大学財務・経営センター法第15条第4項の規定による積立金の取り崩し額は、2,371百万円と、前年度比2,371百万円の増(前年度取り崩しなし)となっています。これは、処分用資産売却収入の減6,027百万円(66.7%減)及び国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付の減1,578百万円(67.9%減)が主な要因です。

法人共通の事業損益は0百万円と、前年度比367百万円の減(前年度経常利益367百万円)となっています。これは、前年度に第2期中期目標期間最終年度の処理として運営費交付金債務の精算収益化(367百万円)を行ったことが主な要因です。

経常利益の経年比較（事業等のまとまりごとのセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業	△3,684	△2,558	△2,288	1,046	△2,371
国立大学法人等に対する財務経営支援事業	10	—	—	—	—
大学共同利用施設の管理運営事業	15	32	1	—	—
法人共通	1	8	0	367	0
合計	△3,659	△2,519	△2,287	1,413	△2,371

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の総資産は1,050百万円と、前年度比476百万円の減（31.2%減）となっています。これは、第2期中期目標期間における利益剰余金（495百万円）を国庫納付したことが主な要因です。

施設整備勘定の総資産は818,414百万円と、前年度比23,240百万円の減（2.8%減）となっています。これは施設費貸付事業における施設費貸付金が506,688百万円と、前年度比25,457百万円の増（5.3%増）となったものの、承継債務償還業務における承継債務負担金債権が286,126百万円と、前年度比46,108百万円の減（13.9%減）となったことが主な要因です。

総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般勘定	7,882	6,562	1,550	1,526	1,050
施設整備勘定	914,140	884,635	856,825	841,654	818,414
合計	922,022	891,197	858,375	843,179	819,463

（事業等のまとまりごとのセグメント情報）

国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業の総資産は818,877百万円と、前年度比23,246百万円の減（2.8%減）となっています。これは施設費貸付事業における施設費貸付金が506,688百万円と、前年度比25,457百万円の増（5.3%増）となったものの、承継債務償還業務における承継債務負担金債権が286,126百万円と、前年度比46,108百万円の減（13.9%減）となったことが主な要因です。

法人共通の総資産は586百万円と、前年度比470百万円の減（44.5%減）となっています。これは、第2期中期目標期間における利益剰余金（495百万円）を国庫納付したことが主な要因です。

総資産の経年比較（事業等のまとまりごとのセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業	914,694	885,278	857,315	842,123	818,877
国立大学法人等に対する財務経営支援事業	844	707	—	—	—
大学共同利用施設の管理運営事業	5,457	3,923	—	—	—
法人共通	1,027	1,288	1,060	1,056	586
合計	922,022	891,197	858,375	843,179	819,463

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

目的積立金の申請は行っていません。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成26年度の行政サービス実施コストは2,665百万円と、前年度比3,422百万円の増（452.0%増）となっています。これは業務費用から控除した自己収入等のうち処分用資産（平成26年度より東京大学生産技術研究所跡地のみ）売却収入の減6,027百万円（66.7%減）及び国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付の減1,578百万円（67.9%減）となったことが主な要因です。

行政サービス実施コストの経年変化

（単位：百万円）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
業務費用	4,175	2,944	2,535	△805	2,637
うち損益計算書上の費用	30,300	27,794	24,974	25,208	19,064
うち（控除）自己収入等	△26,125	△24,850	△22,439	△26,103	△16,426
損益外減価償却相当額	282	276	59	36	17
損益外減損損失相当額	—	1,246	3,749	—	—
損益外除売却差額相当額	—	—	9	—	—
引当外賞与見積額	1	△3	△5	2	1
引当外退職給付増加見積額	24	△9	△1	3	6
機会費用	95	66	19	6	4
（控除）国庫納付額	—	—	△1,078	—	—
行政サービス実施コスト	4,577	4,519	5,286	△757	2,665

（2）重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

なし

### (3) 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	455	455	393	393	337	337	294	294	306	306	
産学協力事業収入	114	121	128	111	0	13	—	—	—	—	
長期借入金等	53,400	41,454	59,800	53,940	56,900	54,995	59,600	62,944	61,100	57,287	※1
財産処分収入納付金	78	130	88	728	536	275	689	2,325	15	747	※2
承継債務負担金等収入	97,575	97,084	97,886	97,249	95,555	94,769	93,216	92,330	91,020	89,792	※3
財産処分収入	5,600	5,600	5,635	5,888	5,100	5,100	4,590	9,037	3,010	3,010	
財産貸貸収入	534	501	447	424	367	347	282	281	227	220	※4
その他の収入	2	21	2	24	2	1,181	2	23	6	22	※5
支出											
センター事業費	264	228	207	180	159	100	125	112	139	127	※6
一般管理費	194	175	188	166	180	139	170	137	169	148	※7
産学協力事業費	114	92	128	82	0	16	—	—	—	—	
施設費貸付事業費	50,920	38,974	57,991	52,131	55,371	53,466	58,426	61,771	60,311	56,497	※8
施設費交付事業費	7,494	7,084	5,600	6,983	5,600	5,469	5,600	5,513	5,600	5,446	※9
承継債務等償還金	99,728	99,129	99,379	98,609	96,821	95,873	94,180	93,119	91,644	90,223	※10
その他の支出	463	409	425	380	363	1,449	289	256	228	192	※11

- ※1 施設費貸付事業費の執行額について、入札の結果がその見込を下回ったこと等による。  
 ※2 国立大学法人等の財産処分が見込みを上回ったことによる。  
 ※3 平成25年度における施設費貸付事業費の執行額について、入札の結果がその見込を下回ったことに伴い、平成26年度内に回収した額が少なくなったこと及び実際の貸付金利が予算作成時の採用金利と異なったこと等による。  
 ※4 国立新美術館からの貸貸収入が見込みを下回ったことによる。  
 ※5 資金運用の結果及び建物維持管理費収入が生じたこと等による。  
 ※6 経費の削減を図ったことによる。  
 ※7 経費の削減を図ったことによる。  
 ※8 施設費貸付事業費の執行額について、入札の結果がその見込を下回ったこと等による。  
 ※9 施設費交付事業として文部科学大臣が定めた額が見込を下回ったこと等による。  
 ※10 平成25年度における施設費貸付事業費の執行額について、入札の結果がその見込を下回ったことに伴い、平成26年度内に償還した額が少なくなったこと及び実際の借入金利が予算作成時の採用金利と異なったこと等による。  
 ※11 第9回センター債券の金利が見込を下回った結果、支払債券利息が減少したこと等による。

### (4) 経費削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

当該項目については、19頁「6 経費の削減状況」を参照。

## 5. 事業の説明

### (1) 財源の内訳

※本文の金額は百万円単位の単位未満を四捨五入しており、内訳の合計と表示合計は一致しない場合がある。

当センターの経常収益は16,693百万円で、その内訳は、運営費交付金収益265百万円（経常収益の1.6%）、処分用資産貸貸収入220百万円（1.3%）、処分用資産売却収入3,010百万円（18.0%）、施設費交付金収益747百万円（4.5%）、受取利息12,428百万円（74.5%）、その他の収益23百万円（0.1%）となっています。これを事業別に区分すると、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業では、運営費交付金収益99百万円（経常収益の0.6%）、処分用資産貸貸収入220百万円（1.3%）、処分用資産売却収入3,010百万円（18.0%）、施設費交付金収益747百万円（4.5%）、受取利息12,428百万円（74.5%）、その他の収益12百万円（0.1%）、法人共通では、運営費交付金収益165百万円（1.0%）、その他の収益11百万円（0.1%）となっています。

また、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第16条の規定に基づき、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入を行い（平成26年度52,287百万円、期末残高481,688百万円）、国立大学財務・経営センター債券を発行しています（平成26年度5,000百万円、期末残高25,000百万円）。



## (2) 財務情報及び業務実績の説明

### I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 組織の見直し状況

- 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。  
また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

(注) 点線枠内は「平成26年度年度計画」以下同じ。

#### (1) 役員の状況

平成26年度の役員の状況については、前年度に引き続き、理事長、理事及び監事2名（非常勤2名）の体制を維持している。

#### (2) 事務組織の状況

平成26年度は、総務部長1名、総務部副部長1名、審議役1名、総務課8名、施設助成課7名の計18名（対前年度比2名増）の体制で各事業を実施している。

なお、職員の増加は、平成28年4月に予定される大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的として対応したものである。

#### (3) 運営組織の状況

理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めている。

##### ○ 運営評議会

理事長に対し助言を行う「運営評議会」（国立大学学長、学識経験者等15名で構成）を平成26年6月16日及び平成27年3月5日に開催した。

平成26年6月には、平成25年度事業の実施状況及び平成25年度財務諸表等について、審議を行った。また、平成27年3月には、平成27年度計画及び平成26年度事業の進捗状況等について審議を行っている。

##### ○ 連絡会議

理事長の下、役員（監事含む）、課長以上の職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催している。

連絡会議では、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各課所掌の事業に取り組むこととしており、各種事業の実施状況に関する情報交換等を行うとともに、各課で連携を図りながら事業展開や諸課題に対応するための意見交換等を行っている。

また、その結果については、同会議メンバーから各課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化に繋げている。

##### ○ 戦略会議

平成24年4月から理事長の下に役員及び課長以上の職員で構成する「戦略会議」を設置しており、平成26年度も引き続き、毎週定期的に開催している。

センターでは「連絡会議」を役員会として位置付け、主として行事予定、主要業務の意見交換・報告等が行われているのに対し、「戦略会議」は、理事長のリーダーシップの下、今後のセンターの懸案事項等に関してブレインストーミング（集団発想法）的な会議形態を用いて各種対応案を検討している。

#### (4) 法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組

##### ○ 国立大学財務・経営支援懇談会

当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を9月9日、3月6日に開催している。

なお、平成26年度は、現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について議論がなされた。これを受けて、当該意見を集積し、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。

##### ○ 病院経営分析検討チーム

当センターが実施する施設費貸付事業により国立大学附属病院の公的使命機能の向上を図るため設置した、「病院経営分析検討チーム」内に「国立大学附属病院施設の在り方WG」を平成26年2月から設置し、国立大学附属病院における再開発後の償還への対応策等の情報を収集し、個々の附属病院における環境・特性・収支状況等を勘案した、適正な病院整備計画を助言することとし、平成26年度の対応としては、医療設備における経費節減策について、国立大学附属病院関係者の他、私立大学病院関係者、コンサルタントを交えて医療設備の共同調達の仕組み等について検討を行い、計10回開催し、その結果を報告書として取りまとめた。

なお、本WGでは国立大学附属病院を対象に現地調査を実施しており、今後、再開発を検討している琉球大学医学部附属病院（平成26年3月）及び大阪大学医学部附属病院（平成26年11月）、再開発着手予定の山口大学医学部附属病院（平成26年8月）、再開発が完了した新潟大学医歯学総合病院（平成26年7月～8月）に対して実施した。

##### ○ 一般社団法人国立大学協会との連携

当センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、国立大学協会との連携を図るため、毎月定期的に意見交換を実施する等、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めている。

##### ○ 国民・利用者等からの意見聴取等

当センターの業務・マネジメントに関し、国民・利用者からの意見を聴取するため、ウェブサイトにおいて、随時意見募集を行っている。（これまで意見なし。）

また、センター債券の発行に際し、IR活動の一環として実施している個別投資家訪問を通して、当センターの組織・運営のマネジメントについて投資家の意見等を聴取するなど、法人業務に対するニーズ把握について、国立大学法人等や一般からの意見聴取も実施している。

#### (5) 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組

##### ○ 職員に対する研修等の推進

個々の職員が高いモチベーションを持って仕事に取り組み、その能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、もってセンターの組織としての活性化を図ることを目的として、センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成26年4月に策定している。

本方針に基づき、平成26年度はこれまで金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に33件延べ75名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。

また、業務に関し、役員等による講話を2回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。なお、役員等による講話の一部について、今年度は、当センターの役職員のみならず、当センターが所在する学術総合センター内の外部機関が参加できるようにすることにより当センターの役割等を外部機関へ発信する取組を行った。

更に、平成26年度は文部科学省高等教育局から職員を招いて、当センター職員に対し、「国立大学法人の第3期中期目標に向けた動き」について、研修を行い、当センターの実施する事業と結びつきが強い、国立大学を取り巻く現状について、役職員の見識を深める取組を行った。

○ 節電及び経費の削減・効率化のための意見募集

昨年度に引き続き、地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、業務に支障がない範囲において、電力の使用抑制を積極的に実施することを目的とし、「国立大学財務・経営センターにおける自主的な無駄の削減への取組について」（平成21年10月1日付け理事長決定）を踏まえ、職員から意見募集を行い、一斉休業日の設定等の意見を取り入れた上で、「夏期節電計画」（5月1日から10月31日）及び「冬期節電計画」（12月2日から3月31日）を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。

なお、節電計画の実施期間中における電気使用量は、夏期節電期間においては、対前年度同期比344KW（0.6%）減となったが、冬季節電計画においては、職員の増加に伴う機器使用量の増加等の影響もあり、対前年度同期比1,475KW（3.6%）増の使用電力となっている。

## 2 外部委託の検討・実施状況

2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。

○ 外部委託の効率化の状況

学術総合センターの維持管理について、前年度から引き続き外部委託を実施している。

主なものは以下のとおりであり、学術総合センターを区分所有している4機関が一括契約を行いスケールメリットによる効率化を図っている。なお、前年度実績比増の主な要因は、仕様内容の変更及び消費税増税によるものである。

平成26年度支出額

- ・学術総合センター建物管理業務委託  
10,202千円（対前年度419千円増）
- ・学術総合センター庁舎内清掃業務委託  
1,998千円（対前年度110千円増）

## 3 事務情報化の推進状況

3 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

○ 事務情報化の推進状況

物品購入等に係る事務処理の電子決裁を図っているほか、事務情報化の推進及び事務的なデータの共有を徹底し、業務の一層の効率化を図っている。

今後も引き続き、情報セキュリティポリシー等を踏まえ、引き続き、さらなる事務情報化を図ることとしている。

## 4 内部統制の状況

4 内部統制の充実・強化については、センター運営方針等に基づいた業務遂行の障害となる多様なリスクを的確に把握するための基本的な方針を策定する。また、監事や会計監査人が行う監査では、業務及び会計の両分野における結果を適切に反映させ、業務改善に資するとともに、内部監査についても一層の機能強化を図る。

○ 法人の長のマネジメント環境の整備

予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施することとなっている。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」

に基づき、部課長の専決により実施している。

#### ○ 法人のミッションの周知・徹底

連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。

また、平成26年度には、業務に関して、役員等による講話を以下のとおり2回実施し、内部統制の強化及び職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。

- ・顧問講話：「国立大学の成長戦略 -ミッションとガバナンスとマネジメント-」（6月9日）
- ・理事長講話：「日本の医療・英国・北欧の医療 -次世代病院の姿を求めて-」（12月22日）

これらのほか、平成25年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当センターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図っている。（これまでに7号既刊。）

この他、平成25年度に引き続き、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収集した「大学病院の現状」を平成27年2月に製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行っている。

#### ○ リスク管理

センターでは、リスクをミッション遂行の障害となる要因と位置付け、法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長等で対応について検討し、対処している。

なお、具体例は以下のとおり。

- ① 理事長の下、役員（監事を除く）、課長以上の職員で構成する「独立行政法人国立大学財務・経営センターリスク管理委員会」を平成26年4月に設置し、当該委員会において、リスクの把握とその対応状況の調査などを実施し、内容の充実化に取り組んだ。
- ② 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターを統合し、中期目標管理型の法人とする。」とされたことを踏まえ、理事長の下、役員（原則、監事は含まず）、課長以上の職員で構成する今後の法人統合等を視野に入れた「戦略会議」を毎週定期的開催し、センターの今後の事業展開等を踏まえ、ステークホルダーである国立大学法人等に対し、その影響が及ばないように本件に係る検討を行っている。
- ③ 自然災害等のリスクに関しては、東日本大震災の際に帰宅困難者が発生したことを踏まえ、保存食等の非常用備蓄用品を確保する等の措置を行っている。

#### ○ 内部監査

内部監査による監査の結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知するとともに、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。

なお、平成26年度において問題等はなかった。

#### ○ 内部監査の実施状況

内部監査室において、平成26年4月に「平成26年度内部監査計画」を作成し、本計画に基づき、これまでに以下のとおり定期監査を実施している。

- ・諸手当の現況確認 9月10日
- ・法人文書管理状況 9月30日
- ・備品の現況確認 10月8日
- ・運営費交付金 10月27日
- ・施設費貸付・交付事業 11月12日

なお、定期監査結果については、理事長に報告を行うとともにグループウェアに掲載し、全役職員に周知している。

また、上記のほか、業務全般に対し、業務の適正かつ効率的な執行に資するため、例えば、すべての決裁文書について確認を行う日常監査を実施している。

#### ○ 監事監査

平成26年6月に平成25年度期末監事監査を実施し、「平成25年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「内部統制の状況」、「財務諸表、決算報告書、事業報告書並びに業務執行」について監査を実施した。

また、平成26年12月に平成26年度期中監事監査を実施し、「期中における平成26年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」及び「法人文書の管理状況」について監査を実施した。

監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知している。

なお、平成26年度において問題等はなかった。

#### ○ 内部統制の状況把握・課題への対応

内部監査、監事監査及び会計監査人による監査の結果については、いずれも理事長に報告を行い、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行っている。

なお、平成26年度において、内部統制に係る問題等はなかった。

また、平成26年度は、理事長のリーダーシップの下、役員等による講話を実施し、内部統制の強化及び法人のミッションの共有化を図っている。

#### ○ 中期目標・中期計画を達成するための計画の設定

中期目標・中期計画を達成するため、毎年度、年度計画を作成している。この年度計画において、各事業ごとに当該年度の目標を設定している。

また、当センターのウェブサイトにて中期目標等を掲載し、外部に当センターのミッション等を発信するとともに全役職員に周知している。全役職員が閲覧することにより、全役職員が法人のミッションを意識しつつ、業務を遂行している。

#### ○ 上記計画の実施状況・結果のモニタリング

事項ごとの業務実績については、6月（期末監事監査、運営評議会）、12月（期中監事監査）、3月（運営評議会）に報告書を作成し、適切にモニタリングを行っており、結果については、理事長に報告し、モニタリングの際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。

なお、平成26年度において問題等はなかった。

#### ○ 法人文書管理

平成23年度の公文書管理法施行に伴い、平成26年度は、以下のとおり、法人文書管理に係る点検及び監査を実施している。

なお、平成26年度において問題等はなかった。

- ・ 内部監査（9月30日）
- ・ 期中監事監査（12月17日）
- ・ 文書管理者（課長級）による点検（3月31日）

#### ○ 規則等の見直し

独立行政法人通則法の改正に伴い、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備が必要となることから、平成27年3月に関係規則の制定・改正を行った。

また、国からの要請に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準拠し、平成26年12月及び平成27年1月に役員給与規則の必要な改正を行った。

このほか、内部監査機能の充実・強化を図るため、内部監査室関係規則の改正を行う等、適宜、必要な規則等の見直しを実施している。

## 5 客観的な評価・分析の実施及び決算情報・セグメント情報の公表の充実

- 5 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

### (1) 客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映

#### ○ 国立大学財務・経営支援懇談会

当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を9月9日、3月6日に開催している。

なお、平成26年度は、現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について議論がなされた。これを受けて、当該意見を集積し、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。(再掲)

#### ○ 独立行政法人評価委員会による評価結果への対応

文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、以下の対応を行っている。

##### ① 事業計画に関する事項

東京大学生産技術研究所跡地の売却は順調に進んでおり、売却完了時期については相手方である独立行政法人国立美術館の予算額等に左右されるところであるが、平成31年度に完了する見込みである。

また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置付けられており、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが本趣旨に沿い事業実施計画を作成し、市及び大学に提出。平成26年7月、市及び大学はこれを承認し、当センターも不動産売買契約書に基づき、同日付でこれを承認した。

##### ② 業務運営に関する事項

連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。

また、平成26年度には、業務に関して、役員等による講話を2回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。

・顧問講話：「国立大学の成長戦略 -ミッションとガバナンスとマネジメント-」(6月9日)

・理事長講話：「日本の医療・英国・北欧の医療 -次世代病院の姿を求めて-」(12月22日)

これらのほか、平成25年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当センターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図っている(これまでに7号既刊)

この他、平成25年度に引き続き、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収集した「大学病院の現状」を平成27年2月に製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行っている。(再掲)

##### ③ その他

平成25年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、当センターのホームページ内に作成した「理事長のページ」において、本センターの事業の重要性及び成果について発信するとともに、今後のセンターの将来展望について広く広報活動を行っている。

## (2) 決算情報、セグメント情報の公表の充実等

決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに掲載するなど、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実を図っている。

## 6 経費の削減状況

6 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。

### (1) 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況

文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算には、毎年、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行している。

一般管理費について、物件費は対前年度比で約5.9%削減されたが、人件費が約22.8%増加し、全体で約8.1%増加している。

事業費について、物件費が対前年度比で約10.4%、人件費が約18.6%増加し、全体で約16.7%増加している。

なお、一般管理費、事業費共に人件費増の主な要因は職員の増加によるものであり、平成28年4月に予定される大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的としてプロパー職員の採用を2名行ったこと等によるものである。また、事業費に係る物件費の増加理由は、「国立大学における経営・財務運営に関する調査委託事業」を開始したこと等による。

なお、平成26年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は157,397千円であり、平成17年度の閣議決定に基づく独立行政法人における総人件費改革の目標は十分に上回る実績となっている。（平成17年度の決算額252,248千円に対し、37.6%の削減）

#### ① 一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況

##### ・ 節電計画の策定

地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、平成26年度も、自主的に夏期節電計画（5月1日から10月31日）及び冬期節電計画（12月1日から3月31日）を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。

なお、節電計画の実施期間中における電気使用量は、夏期節電期間においては、対前年度同期比344KW（0.6%）減となったが、冬季節電計画においては、職員の増加に伴う機器使用量の増加等の影響もあり、対前年度同期比1,475KW（3.6%）増の使用電力となっている。（再掲）

##### ・ 本部固定資産使用料の削減

千葉本部については、放送大学学園から賃借しているが、利用実態等を踏まえた効率化の観点から賃借面積を減少させたことにより、使用料は対前年度比464千円減の1,107千円となっている。

##### ・ 本部－東京連絡所間のネットワークサービスの削減

本部機能の見直しに伴い、本部と東京連絡所間を結んでいた専用回線を解約したことにより、対前年度比510千円を削減した。

##### ・ プリンタトナー等の削減

センター内で実施する会議の一部をタブレット端末を使用して実施するなど、経費削減努力等を行った結果、対前年度比558千円を削減した。

##### ・ コピー用紙削減

センター内で実施する会議の一部をタブレット端末を使用して実施するなど、経費削減努力等を行った結果、対前年度比13千円を削減した。

## ② 事業費（退職手当を除く）の効率化の状況

### ・ 広島大学跡地管理経費の削減

平成26年2月の広島大学跡地の売却に伴い、以下の経費が削減された。

- ・ 広島大学本部地区跡地管理（対前年度1,134千円減）
- ・ 広島大学本部地区跡地警備（対前年度666千円減）

### ・ プリントトナー等の削減

センター内で実施する会議の一部をタブレット端末を使用して実施するなど、経費削減努力等を行った結果、対前年度比422千円を削減した。

## ③ その他効率化の状況

### ・ 「債券内容説明書」等の印刷製本費の削減

毎年度、「債券内容説明書」等について、PDF（電子）化により、印刷費削減を図っている。

## （2）その他業務効率化への取組

### ○ 旅費の節減・効率化

航空機による出張の際、パックを利用したり、取得したマイルや航空会社の提供する法人向けサービスを活用し消耗品と交換する等、経費の節減・効率化を図っている。

## （3）業務効率化の具体的成果の公表

平成26年度の各経費の効率化の具体的成果については、平成27年6月に業務実績報告書本編及び資料編に掲載し、引き続きウェブサイトで公表を行う予定としている。

## 7 随意契約の適正化等の推進

7 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。

### （1）契約に係る規則等の整備及び運用状況

当センターでは、契約に係る規則として、国の基準に準じた「契約事務取扱規則」等を整備しており、当該規則等に基づき適切に運用している。また、公益法人等に対する会費の支出については、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえ適切な対応を取っているところだが、平成26年度には該当がなかった。

### （2）審査体制の整備方針

契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施しており、平成21年度から契約監視委員会において、随意契約見直し計画の進捗状況等のフォローアップ、競争性のない随意契約及び一者応札となった案件の事後審査等を行っている。

### （3）契約事務における執行体制及び一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制

契約事務に係る執行体制について、「所管課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定している。

また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を実施し、不備等があれば所管課等への修正を依頼している。

さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告する体制を構築している。

なお、平成26年度において問題等はなかった。

### （4）整備された体制の実効性確保

上述のとおり、内部監査室の事前審査においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、チェック体制の実効性を確保している。



#### (5) 契約監視委員会の設置

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、平成22年度以降、当該委員会を設置しており、平成27年3月に平成26年度末までに契約締結した案件及び平成27年度の契約見込案件に係る契約の点検及び随意契約等見直し計画について審議を行った結果、問題等はなかった。

#### (6) 「随意契約見直し計画」の進捗状況

##### ○ 随意契約見直し計画

随意契約見直し計画（平成22年4月）を策定し、引き続き、ウェブサイト公表している。

##### ○ 競争性のない随意契約

平成26年度の競争性のない随意契約については、これまでも契約監視委員会において、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた「本部（千葉市）固定資産使用料(1,107千円)」の他、「国立大学における経営・財務運営に関する調査委託事業（3,850千円）」、「人事給与システムバージョンアップ（1,731千円）」の計3件である。

##### ○ 一者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組

平成21年度に策定した改善方策を踏まえ、平成26年度のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し、競争性の確保に努める等、現在考えられる対応可能な取組はすべて実施した結果、一般競争入札または企画競争入札で契約したもののうち、一者応札・一者応募であった案件はなかった。

#### (7) 独立行政法人の契約に係る情報の公表等

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、一般競争入札公告にて、契約業者等に当センター役員経験者等が再就職している場合等はそれを公表することとしているが、平成26年度においては該当がなかった。また、公益法人等への会費の支出についても、「独立行政法人が支出する会費の見直し」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）に基づき公表することとしているが、平成26年度においては該当がなかった。

#### (8) 契約における再委託の状況の把握

再委託に関しては、「契約事務取扱規則」に一括再委託の禁止、再委託に係る承認等の必要な規定を設け、これに基づき契約の締結を行うこととしている。なお、「国立大学における経営・財務運営に関する調査委託事業（3,850千円）」において、一部の事業を再委託しているが、委託契約書に再委託に関する条項を設け、契約の適正な履行を担保している。

### 8 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合

8 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、我が国の高等教育の質の向上や国際通用性の確保に資する法人となるよう、統合後の法人の在り方、組織体制、予算、システム統合等について具体的に検討を行う。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、統合に向けた検討の場として、大学評価・学位授与機構との間に「法人統合協議会」等を設置し、統合後の法人の在り方や組織体制、予算、システム統合等について計20回検討を行っている

「各独立行政法人の統配合等に係る措置の実施時期について」（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）において、統合時期が平成28年4月とされたことを踏まえ、今後更なる検討を進める。

## II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 施設費貸付事業及び施設費交付事業

#### (1) 施設費貸付事業

##### (1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行う。  
また、国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の貸付等について検討を行う。
- ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。  
その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ③ 貸付の審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。  
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。  
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う  
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。
- ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

#### ① 施設費貸付事業の実績

##### a 施設費貸付事業の実績

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行った。

平成26年度において、施設費貸付事業の実績は以下のとおりである。

なお、翌年度繰越額8,295百万円については、当初設計段階では確認できなかった土壌汚染・地中障害物撤去、埋蔵文化財調査等の措置を講じる必要が生じたこと、入札の不落・不調が発生したため不測の日数を要したこと等によるものであり、貸付不用額853百万円については、各国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定価格との差額によるもので、貸付を行う必要がなくなったこと等によるものである。

また、施設費貸付事業の実施に当たっては、適正な執行等に資するよう、以下の取組みを実施している。

- ・ 平成26年5月、9月及び平成27年1月に開催された文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人における施設費貸付事業の適切な事業の執行に資するよう、当センターから国立大学法人の施設担当部課長に対して、年度内に事業を確実に完了させるよう工事進捗状況の管理や、貸付金の使途が貸付対象の要件に該当しているかの確認の徹底等について、周知を行っている。
- ・ 当センターは、財務省理財局に対して、当該年度の2月上旬までには施設費貸付事業に係る借入金額を確定し報告する必要があることから、平成26年8月22日付け事務連絡「平成26年度施設費貸付事業の最終貸付に係るスケジュールについて」において、貸付事業の執行に当たっては、原則として平成27年1月末日までに契約を完了し、借入額を確定するなど、スケジュール管理も含めた適正な執行を行うよう国立大学法人に通知している。
- ・ 施設費貸付事業についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。

**b 新たな償還期間の貸付け等**

国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の貸付け等については、その需要を把握するために、全国の国立大学附属病院を対象に平成25年度から調査を開始したところであり、当該調査結果を踏まえ、貸付6年（据置期間1年、半年賦元金均等償還）を新たな貸付けメニューとして更なる検討を進めた。

平成26年度は、病院経営分析検討チーム委員を対象に、新たな貸付けメニューの需要額等を調査し、その結果、平成26年度概算要求額ベースで約64%の需要が見込まれることが確認された。また、消費税増税や診療報酬改定等の影響により、国立大学附属病院を取り巻く経営環境に変化が生じてきたこと等の事情から年度末に再度調査を実施し、これら調査結果を元に、財務省及び文部科学省等関係各署と調整を図りつつ、実現に向けた検討を進めた。また並行して、当センターの債権債務管理について制度及びシステムの見直しを検討した。

（平成26年度の貸付実績）

（単位：百万円）

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(31法人) (48事業) 40,007	(12法人) (15事業) 5,334	(32法人) (63事業) 45,341	(32法人) (62事業) 36,797	(15法人) (16事業) 8,048	(11法人) (14事業) 495
病院特別医療 機械整備費	(20法人) (21事業) 20,304	(0法人) (0事業) 0	(20法人) (21事業) 20,304	(20法人) (21事業) 19,700	(2法人) (2事業) 246	(8法人) (8事業) 358
合 計	(34法人) (69事業) 60,311	(12法人) (15事業) 5,334	(35法人) (84事業) 65,645	(35法人) (83事業) 56,497	(16法人) (18事業) 8,295	(16法人) (22事業) 853

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

**② 施設費貸付事業財源の調達**

**a 長期借入金**

平成26年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から52,287百万円（平成25年度からの繰越額5,334百万円を含む）の長期借入を行っている。

**b センター債券の発行**

上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。

センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問の実施及び関連情報をウェブサイトへ掲載等により、IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、当センターの事業内容や財務状況を公開することで透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を新たに取得している。

なお、債券発行に係る主幹事証券会社の選定については企画競争を実施し、5者から応札があり、うち2者を選定、また、格付機関の選定については、企画競争を前提とした事前公募を行ったところ、新たな応募者が確認されなかったため、第1回債券発行時より継続的に格付けを取得している者と契約を締結した。

**【センター債券発行状況】**

発行総額（額面価額） 50億円  
 格付け AA（格付投資情報センター（R&I））  
 引受並びに募集の取扱者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱及びみずほ証券㈱  
 募集の受託会社 ㈱三井住友銀行

区 分	予 算 額			調 達 額			不 用 額 等	
	財政融資資金		債 券 発 行	財政融資資金		債 券 発 行	財政融資資金	
	計画額	繰越額		計画額	繰越額		繰越額	不用額
施設整備費	40,007	5,334	—	31,463	5,334	—	8,048	495
病院特別医療 機械整備費	16,093	—	4,211	15,489	—	4,211	246	358
合 計	56,100	5,334	4,211	46,952	5,334	4,211	8,295	853

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※債券発行額は、既発行債券の償還分（789百万円）を除いた額である。

### c 国立大学法人等の資金計画に対する適切な対応

施設費の貸付に当たっては、国立大学法人の資金計画に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は6月以降毎月1回実施している。また、センター債券の発行は、市場環境を勘案して平成27年2月6日に条件決定し、同月27日に発行した。

なお、工期の遅延等により借入計画の遅れが生じないよう、各法人から、資金計画表、支払い日程調査表の提出を月に一度求め、当センターにおいて、未契約等が確認された場合には、各法人から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し、確認するなど連絡を密にして対応している。

さらに、資金計画を正確に把握するため、自然災害が発生した場合、工事の大幅な遅延により資金計画の変更が予想されることから、そのような場合には直ちに当センターに報告するよう、国立大学法人に対し、電子メール等にて周知するとともに、当該地域に対しては当センターから個別に状況の確認を行っている。

### d 金融市場の状況把握

貸付事業に係る資金調達に当たっては、年度末の資金需要に合わせたセンター債券の発行を実施するため、金融市場の状況等を常に的確に把握しておく必要があることから、証券会社等の民間金融機関主催のセミナーに担当職員を参加させている。なお、セミナーには、直接業務を遂行する職員のみならず、意思決定に携わる役員も積極的に参加している。

また、センター債券についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。

#### 【セミナー参加状況】

- ・ 4月14日、7月14日、10月9日、1月27日：金融市場調査部マクロセミナー（みずほ証券） 計12名参加
- ・ 5月15日：債券に関する勉強会（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 10名参加
- ・ 7月4日、1月8日：学校経営セミナー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 計3名参加
- ・ 7月7日～8日：証券基礎講座（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 2名参加
- ・ 7月16日、1月26日：本店経済セミナー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 計3名参加

## ③ 償還確実性の審査等

### a 審査に係る規程等

施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準」及び「審査基準等の運用手続き」（以下「関係規則」）に基づき、事業目的及び内容が独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第2号に基づき文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たし

ているか等を総合的に審査し、適正に実施している。

なお、貸付けの適否を十分に判断できる審査が実施できるよう、民間銀行等の審査手法を参考に、個々の大学附属病院の収支状況等に即した、より適切な審査基準となるよう見直しを行い、加えて、大学附属病院における公的使命を加味した、より精度の高い審査基準とした関係規則を平成25年10月1日に改正し、平成26年4月1日から実施している。

**b 審査内容**

平成26年度は、関係規則に基づき、事業目的及び内容が独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第2号に基づき文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査した。特に財務状況の確認に当たっては、個々の大学附属病院の収支状況等に即した審査を実施するため、国立大学法人から提出させる財務諸表等から「債務償還可能額」及び「債務償還可能年数」を算出し、また、貸付金が完済するまでの収支計画を新たに提出させることにより、財務状況の確認を行った。

加えて、大学附属病院には、公的使命を果たしつつ債務を償還していく必要があることを加味し、公的使命に係る項目（教育、研究、診療、地域貢献・社会貢献）について、それぞれの推移等を確認した。

**c 貸付金債権の管理**

貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出いただき、貸付事業の実施状況及び担保物件の移動状況等について確認を行っている。

また、国立大学法人の財務諸表確定後、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程第15条に掲げる基準による確認を行い、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認している。

**④ 債権回収及び債務償還の状況**

独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を実施（回収及び償還は毎年度9月及び3月）している。

また、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取）、財務諸表等の徴取（貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）を実施したほか、5国立大学法人（旭川医科大学、新潟大学、三重大学、佐賀大学、長崎大学）に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施した。

平成26年度の債権回収及び債務償還については、以下のとおりであり、回収率及び償還率はともに100%である。

（平成26年度の償還実績）

（単位：百万円）

区 分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	年度末 債権額	利 子 回収額
財政融資資金	456,231	46,952	5,334	26,830	481,688	5,198	31,041	506,688	5,556
センター債券	25,000	5,000	—	5,000	25,000	117			

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額の差額は、センター債券償還財源に充当している。

※国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当している。

## ⑤ I R 活動の状況

貸付事業に係る資金調達に当たっては、年度末の資金需要にあわせ、センター債券の発行を実施しているところであり、債券の発行に際し、I R 活動の一環として実施している個別投資家訪問については、選定した主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握した上で、センター債券の起債（平成27年2月）に合わせて実施した。平成26年度は地方投資家等を対象に9箇所実施した。

## ⑥ 国立大学の財務に係る調査、分析の現状

貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データの取りまとめを行い、当該成果物を平成26年度末に刊行した。

## (2) 施設費交付事業

### (2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
- ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。

### ① 施設費交付事業の実績

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行った。

平成26年度において、施設費交付事業の実績は以下のとおりである。

交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行った。

なお、施設費交付事業の実施に当たっては、適正な執行等に資するよう、以下の取組みを実施している。

- ・ 平成26年5月、9月及び平成27年1月に開催された文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人等における施設費交付事業の適切な執行に資するよう、当センターから国立大学法人等の施設担当課長に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び施設費交付事業について、補助金適正化法の中でも特に財産処分制限（目的外使用、譲渡、交換、貸付及び担保提供を含む）の関係で事業により取得した50万円以上の財産を処分する場合は、事前に当センターの理事長の承認が必要となる旨説明を行い、周知している。
- ・ 施設費交付事業についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。

区 分	交付決定額	支 払 済 額	確 定 額	不 用 額
営 繕 事 業 費	(90法人) (97事業) 5,459	(90法人) (97事業) 5,446	(90法人) (97事業) 5,446	(3法人) (5事業) 13
不動産購入費	—	—	—	—
施設整備費	—	—	—	—
総 計	(90法人) (97事業) 5,459	(90法人) (97事業) 5,446	(90法人) (97事業) 5,446	(3法人) (5事業) 13

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

## ② 施設費交付事業の適正な実施

施設費交付事業の実施に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、さらには「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。具体的には、当センターは、国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額、事業の目的と内容などが記載された交付申請書の提出を受け、①交付申請額が予算の範囲内か、②事業の目的・内容が文部科学大臣の施設整備等に関する計画及び文部科学大臣の定め合致したものか等について審査し、適正と認められることを確認し、交付決定を行った。

また、当該事業完了後には、各国立大学法人等から提出される実績報告書について、①当該報告事業が上記法令等に反することなく実施されたか、②当該報告事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行っている。

これらのほか、施設費交付事業に係る予算の執行の適正を期するため、14国立大学法人等（旭川医科大学、北見工業大学、新潟大学、長岡技術科学大学、愛知教育大学、三重大学、奈良女子大学、和歌山大学、佐賀大学、長崎大学、奈良先端科学技術大学院大学、国立高等専門学校機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構）に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施した。

## ③ 施設費交付事業の財源の確保

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部を当センターに納付する仕組みとなっており、平成26年度は、19国立大学法人等から747百万円が納付された。

また、当センターが継承した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、5月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金3,010百万円及び当センターが所有し、同法人に賃貸している未売却分の土地使用料として220百万円（※1）の収入を得ており、さらには、施設費交付事業の財源とするために資金を運用し、12百万円（※2）の運用収入を得ている。

なお、国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、幅広く資産の活用に資する内容について研修会等を実施することとし、平成26年度は資産活用に関する勉強会を4回開催した。勉強会には、当センターの職員の外、文部科学省、都内の国立大学法人等の関係者も参加し、活発な意見交換が行われた。

※1：土地使用料220百万円のうち60百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額160百万円が、施設費交付事業の財源となる。

※2：12百万円は平成26年度における現金収納額。そのほか、平成27年度に満期となる国債及び譲渡性預金に係る利息が2百万円ある。

## 2 国から承継した財産等の処理

### (1) 旧特定学校財産の管理処分等

#### (1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。
- ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

#### ① 東京大学生産技術研究所跡地の状況

東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度より独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で、分割して持分売却を行っている。

平成26年度は、5月1日に持分162,629/2,997,481を3,010百万円で売却。これにより、売却持分累計比率は73.9%となり、未売却持分比率は26.1%となっている。

未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、土地使用料として220百万円(※1)を徴収している。

なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持分を売却していく予定である。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、平成31年度に完了する見込みとなっている。

※1：土地使用料220百万円のうち60百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分

#### ② 広島大学本部地区跡地処分後の状況

平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられており、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが本趣旨に沿い事業実施計画を作成し、市及び大学に提出。平成26年7月、市及び大学はこれを承認し、当センターも不動産売買契約書に基づき、同日付でこれを承認した。(再掲)

### (2) 承継債務償還

#### (2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43国立大学法人から納付される金銭を回収し、財政融資資金への償還を実施(回収・償還は毎年度9月及び3月、あるいは5月及び11月)している。

平成26年度の債権回収及び債務償還については、以下のとおりであり、回収率及び償還率はともに100%である。



(平成26年度償還実績)

(単位：百万円)

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末 債務残高	元 金 償還額	年 度 末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	利 子 回収額
附属病院整備に係る 債務	1,000,987	332,233	46,108	286,126	7,088	46,108	7,088
附属病院整備以外に 係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	332,233	46,108	286,126	7,088	46,108	7,088

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

### III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

#### 1 人件費の削減

##### 4 人件費の削減

平成26年度の常勤役職員に係る人件費について、削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、政府の方針を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

なお、給与水準については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年11月15日閣議決定）に基づき、国家公務員に準じた当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。

##### ① 給与規則等の見直し

国からの要請に基づき、平成26年11月19日付け一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準拠し、職員の昇給について、抑制を行うために「職員給与規則」の必要な改正を行った。

##### ② 事務職員の給与水準

平成26年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は109.1となった。

これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は95.8となり、国家公務員よりも低い水準である。

##### ③ レクリエーション経費、国とは異なる諸手当の状況

レクリエーション経費及び国とは異なる諸手当について、該当はない。

##### ④ 法定外福利費の状況

法定外福利費については、下記の支出実績があった。

・健康診断費	244千円
・役員普通傷害保険料	405千円
・職員労災保険（法定外補償）	59千円

#### IV 短期借入金の借入状況

平成26年度において、実績はなかった。

#### V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績

平成26年度において、実績はなかった。

#### VI 剰余金の使用実績

平成26年度において、実績はなかった。

## VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1 人事に関する計画の策定・実施状況等

#### (1) 人事に関する計画

##### 1 人事に関する計画

###### (1) 方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。
- ③ 金融業務関係など、高度な専門知識を持った人材を計画的に育成するため、センター職員の今後の人事の在り方について基本的な方針を策定し、それに基づき、年間延べ50名以上の職員を各種研修に参加させる。

###### (2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

#### ① 人事管理の方針

平成26年度は、総務部長1名、総務部副部長1名、審議役1名、総務課8名、施設助成課7名の計18名の体制で各事業を実施している。

人事交流については、当センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、当センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、当センターにとっては、交流者の文部科学省での経験が業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施している。

#### ② 職員研修

個々の職員が高いモチベーションを持って仕事に取り組み、その能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、もってセンターの組織としての活性化を図ることを目的として、センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成26年4月に策定している。

本方針に基づき、平成26年度はこれまで金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に33件延べ75名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。

また、業務に関し、役員等による講話を2回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。なお、役員等による講話の一部について、今年度は、当センターの役職員のみならず、当センターが所在する学術総合センター内の外部機関が参加できるように当センターの役割等を外部機関へ発信する取組を行った。

更に、平成26年度は文部科学省高等教育局から職員を招いて、当センター職員に対し、「国立大学法人の第3期中期目標に向けた動き」について、研修を行い、当センターの実施する事業と結びつきが強い、国立大学を取り巻く現状について、役職員の見識を深める取組を行った。(再掲)

## 6. 事業等のまとめりの予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	国立大学法人等に対する 施設費貸付事業及び交付事業				法人共通				合計			
	予算	決算	差額	備考	予算	決算	差額	備考	予算	決算	差額	備考
収入												
運営費交付金	139	139	—		167	167	—		306	306	—	
長期借入金等	61,100	57,287	△3,813		—	—	—		61,100	57,287	△3,813	
財産処分収入納付金	15	747	732		—	—	—		15	747	732	
承継債務負担金等収入	91,020	89,792	△1,227		—	—	—		91,020	89,792	△1,227	
財産処分収入	3,010	3,010	—		—	—	—		3,010	3,010	—	
財産賃貸収入	227	220	△6		—	—	—		227	220	△6	
その他の収入	4	12	8		2	10	8		6	22	16	
支出												
センター事業費	139	127	△12		—	—	—		139	127	△12	
一般管理費	—	—	—		169	148	△21		169	148	△21	
施設費貸付事業費	60,311	56,497	△3,813		—	—	—		60,311	56,497	△3,813	
施設費交付事業費	5,600	5,446	△154		—	—	—		5,600	5,446	△154	
承継債務等償還金	91,644	90,223	△1,420		—	—	—		91,644	90,223	△1,420	
その他の支出	228	192	△36		—	—	—		228	192	△36	

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※損益計算書の計上金額と決算金額の集計区分の相違の概要

非常勤職員に係る人件費は損益計算書上、人件費として計上されているが、決算報告書上では各事業費に表示されている。(センター事業費：7百万円、一般管理費：9百万円)